

介護保険

住宅改修費支給の手引き

目次

介護保険住宅改修費支給制度について 1p

介護保険住宅改修手続きのながれ 3p

住宅改修事前申請書類について 4p

- 1 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書 … 4p
- 2 理由書 7p
- 3 見積書（または完成工事内訳書） 10p
- 4 平面図 12p
- 5 住宅改修箇所の写真 15p
- 6 住宅所有者の承諾書 17p

住宅改修の完了報告について 18p

- 1 介護保険住宅改修完了報告書 … 18p
- 2 領収書（住宅改修の費用に要した費用のもの） 20p
- 3 完成工事内訳書（住宅改修の費用に要した費用のもの） … 20p
- 4 住宅改修箇所の写真（住宅改修後） 20p

一関地区広域行政組合 介護保険課

介護保険住宅改修費支給制度について

■ 対象要件

一関地区広域行政組合の被保険者であり、心身や住宅の状況等から住宅改修が必要なため、以下の対象要件を満たし、住宅改修を実施した場合に対象となります。

- ・ 要介護認定を受けており、認定有効期間内である。
- ・ 介護保険被保険者証に記載されている住所地にあり、実際に居住している住宅である。
- ・ 本人が在宅である(入院・入所・外泊は不可)。
- ・ 工事内容が介護保険制度の給付対象であり、事前申請の書類にその必要性について記載されている。
- ・ 住宅改修の着工前に事前申請して、一関地区広域行政組合に事前承認されている。
(手続きせずに着工した場合は、支給対象になりません。)

■ 給付対象となる住宅改修工事の種類

① 手すりの取付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路(玄関アプローチ)等に転倒予防や移動または移乗動作の補助を目的として手すりを設置するものです。

- ・ 取付け工事で固定しない床置き式タイプや便器を囲んで使用する手すりは「福祉用具貸与」の対象となります。

② 段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の段差や、玄関アプローチの段差を解消するために、敷居を低くしたり、スロープを設置したり、浴室などの床をかさ上げするなどの工事です。

また、通路の「傾斜」を解消する工事も対象となります。

- ・ 取付け工事で固定しないスロープは「福祉用具貸与」、取り付け工事で固定しない浴室用すのこについては「福祉用具購入費」の支給対象となります。
- ・ 持ち運び可能な式台の設置、階段昇降機・リフト・ホームエレベーター等の動力により段差を解消する機器を設置する工事は支給対象外です。

③ 滑りの防止や、移動を円滑にするための床または通路面の材料の変更

居室においては畳敷きから板張りやビニール系床材等への変更、浴室においては滑りにくい床材への変更、通路面においては滑りにくい舗装材へ変更するなどの工事です。

④ 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、単なる扉の撤去や、扉の位置の変更、ドアノブの変更や戸車の設置も対象となります。なお、扉の新設は原則対象外ですが、扉の位置を変更するより引き戸等を新設した場合のほうが廉価である場合に限り対象となります。

⑤ 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える工事です。

- ・ 洋式便器等の位置や向きを変更したり、洋式便器の高さを嵩上げする工事も身体状況等により対象となります。
- ・ 取付け工事を伴わない据置式の腰掛便座は「福祉用具購入費」の支給対象となります。
- ・ 既に洋式便器の場合に、暖房便座や洗浄機能付便座に取り替える工事は原則対象外です。
- ・ 水洗化や電気配線、壁、天井などの工事は対象外となります。
- ・ 屋外の和式トイレを取り壊して、屋内の洋式トイレにする場合は、原則的に洋式便器の設置の費用(便器そのものの費用+取付け費)が対象となります。

上記①～⑤の工事に伴って必要となる住宅改修も支給対象となります。

- <例> ・ 手すりの取付けのための壁の下地補強 ・ 扉の取替えに伴う壁や柱の補強
- ・ スロープの設置に伴う転落や、車いすの脱輪防止を目的とする柵・立ち上がり設置
 - ・ もとから水洗化されている便器の取替えや浴室の段差解消に伴う部分の給排水設備工事
 - ・ 床材の変更のための下地補強、便器の取替えに伴う床材の変更

■ 支給について

(1) 支給限度基準額

申請上限額 20万円 (内訳：介護保険給付上限額18万円～14万円、自己負担額2～6万円)

申請上限額20万円の範囲内であれば、何回かに分けて申請することもできます。

また、介護の必要の程度の段階が3段階以上重くなった場合や転居した場合については、申請上限額20万円の再度の利用が条件付きで認められる場合があります。

(2) 支給方法

償還払い方式

利用者は施工事業者に対し費用の全額を支払い、改修後の申請により、組合は利用者に対し給付上限額の範囲内で7割～9割分を支払います。

受領委任払い方式

利用者は施工事業者に対し費用の1割額～3割額を支払い、改修後の申請により、組合は施工事業者に対し給付上限額の範囲内で7割～9割分を支払います。

■ 留意事項

(1) 新築や増築の住宅改修について

住宅の新築や増築（新たに居室を設けるなど）、改修理由が老朽化や器具の故障等の場合は、支給対象になりません。

廊下の拡張をした上で手すりを取り付ける場合やトイレの拡張をした上で和式便器を洋式便器へ取り替えた場合などには、それぞれ「手すりの取付け」「洋式便器等への便器の取替え」に要した費用のみ支給対象となります。

(2) 介護認定申請中、入院・入所中に行う住宅改修について

要介護（要支援）の認定を受けていることが必要です。ただし、緊急を要する場合は、認定申請後に事前申請を行うことは可能ですが、認定が非該当になった場合は支給できません。

入院・入所中で退院・退所の見込みがある場合、事前申請承認後の工事着工は可能ですが、退院・退所しなかった場合は支給できません。また、一時帰宅のための住宅改修は支給対象外となります。

(3) 一時的に身を寄せている住宅の改修について

介護保険の被保険者証に記載されている住所地の住宅の改修が支給対象となります。

そのため、介護保険の被保険者証に記載されていない住所地で、一時的に居住するための住宅改修は支給対象になりません。

(4) 家族等が自ら行う住宅改修について

被保険者が自分で材料を購入し、本人または生計を共にする家族等によって住宅改修が行われた場合は、材料費のみが支給対象になります。この場合の「領収書」は、材料の販売者が発行したものになります。添付する完成工事費内訳書は、使用した材料の内訳を本人または家族等が作成します。

(5) ひとつの住宅に複数の被保険者がいる場合の改修について

住宅改修費の支給限度額の管理は、被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに支給申請を行うことができます。ただし、複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合、各被保険者ごとに対象となる工事を設定し、内容や場所などが重複しないように申請します。

介護保険住宅改修手続きの流れ

『償還払い』の手続き

(1) 事前申請 (利用者→介護保険課) 【利用者が申請、又はケアマネが申請代行可】

- ①介護保険住宅改修費支給申請書
- ②住宅改修が必要な理由書 (ケアマネ等が作成)
- ③工事見積書 (原本)
- ④改修前の写真 (日付入り)
- ⑤工事内容がわかる平面図・立面図
- ⑥住宅所有者の承諾書 (本人所有の場合は不要)

(2) 事前審査 (介護保険課→利用者)

工事内容が介護保険住宅改修として適切なものであるか審査し、利用者に対し介護保険住宅改修事前承認 (不承認) 通知を送付

(3) 住宅改修工事を実施

承認後、利用者及び施工事業者は住宅改修工事に着工

(4) 住宅改修費用の全額を払う (利用者→施工業者)

全額の支払いを受けた事業者は、利用者へ領収書を発行します

(5) 住宅改修費の請求 (利用者→介護保険課)

【利用者が申請、又はケアマネが申請代行可】

- ①介護保険住宅改修完了報告書
- ②領収書 (全額分原本)
- ③工事費内訳書
- ④改修後の写真 (日付入り)

(6) 支給決定 (介護保険課→利用者)

実施した工事内容が介護保険として適切なものか、また事前申請内容と相違がないものか確認し、かかった費用の7割～9割 (最高18万円) を利用者へ支給します支給決定後は、利用者へ対し介護保険住宅改修費支給決定通知書を送付します

『受領委任払い』の手続き

(1) 受領委任払取扱事業者登録 (施工事業者→介護保険課)

受領委任払いを受ける施工事業者は、あらかじめ受領委任払取扱事業者として登録の届出をし、介護保険課から承認を受ける必要があります (登録のない施工事業者は受領委任払いを受けることができません)

- 提出書類
- ①介護保険受領委任払取扱事業者登録届出書
 - ②介護保険住宅改修費受領委任払取扱確約書

(2) 事前申請 (利用者→介護保険課) 【利用者が申請、又はケアマネが申請代行可】

- ①介護保険住宅改修費支給申請書
- ②住宅改修が必要な理由書 (ケアマネ等が作成)
- ③工事見積書 (原本)
- ④改修前の写真 (日付入り)
- ⑤工事内容がわかる平面図・立面図
- ⑥住宅所有者の承諾書 (本人所有の場合は不要)

(3) 事前審査 (介護保険課→利用者)

工事内容が介護保険住宅改修として適切なものであるか審査し、利用者に対し介護保険住宅改修事前承認 (不承認) 通知を送付

(4) 住宅改修工事を実施

承認後、利用者及び施工事業者は住宅改修工事に着工

(5) 住宅改修費用の3割分～1割分を払う (利用者→施工業者)

3割分～1割分の支払いを受けた事業者は、利用者へ領収書を発行します

(6) 住宅改修費の請求 (利用者→介護保険課)

【利用者が申請、又はケアマネが申請代行可】

- ①介護保険住宅改修完了報告書
- ②領収書 (原本)
- ③工事費内訳書
- ④改修後の写真 (日付入り)

(7) 支給決定 (介護保険課→施工事業者)

実施した工事内容が介護保険として適切なものか、また事前申請内容と相違がないものか確認し、かかった費用の7割～9割 (最高18万円) を利用者へ支給します支給決定後は、利用者へ対し介護保険住宅改修費支給決定通知書を送付します

住宅改修の事前申請について

◎ 住宅改修工事の着工前に必要な書類とともに提出します。

1 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書

希望する支給方法が「償還払い」か「受領委任払い」かによって、申請様式が異なります

償還払い時【 5ページ を参照 】

- (1) 被保険者氏名 … 被保険者の氏名を記載します。
- (2) 保険者番号 …… 介護保険被保険者証の保険者番号を記載します。住所地によって異なります。
【一関市：032094】 【平泉町：034025】
- (3) 被保険者番号 … 介護保険被保険者証の被保険者番号を記載します。
- (4) 生年月日 …… 被保険者の生年月日を記載します。
- (5) 性別 …… 被保険者の性別を囲みます。
- (6) 住所 …… 被保険者の住所及び電話番号を記載します。
(住宅改修する住宅の所在地が介護保険被保険者証に記載された住所と同一であることが必要です。)
- (7) 住宅の所有者 … 住宅の所有者氏名と被保険者との関係を「本人との関係」欄に記載します。
また、住宅の所有者と被保険者が異なる場合は承諾書【17p参照、任意様式】が必要です。
- (8) 改修の内容・個所及び規模 … 改修内容や工事箇所を記載します。
- (9) 業者名 …… 施工業者名を記載します。
(本人及び本人と家族等が個人で施工する場合は、氏名と続柄を記載します。)
- (10) 着工(予定)日 … 予定する着工日を記載します。
- (11) 完成(予定)日 … 予定する完成日を記載します。
- (12) 改修(予定)費用… 見積書に記載されている改修費総額になります。
- (13) 申請日付 …… 申請した日付を記載します。
- (14) 申請者住所 …… 申請者の住所を記載します。
- (15) 申請者氏名 …… 申請者の氏名を記載します。
- (16) 印 …… 申請者の印鑑を押印します。
- (17) 電話番号…… 申請者の電話番号を記載します。
- (18) 口座振込依頼欄… 住宅改修費が振り込まれる口座を記入します。(ゆうちょ銀行可)

※ 注意

- ・ 申請書において、文字や数字を訂正する場合は、必ず**申請に使用した印鑑**で、訂正してください。
- ・ 「申請者」及び「口座名義人」が、被保険者以外の場合、**委任状**(任意様式 22p参照)が必要です。

受領委任払い時【 6ページ を参照 】

- (1) から (17) までは償還払い時の記入方法と同じ。
- (18) 施工事業者(受任者)欄…… 住宅改修費の受領を委任する施工事業者の所在地、事業者名称及び代表者氏名を記載します。

※ 受領委任払いによる住宅改修費の支給を受ける場合、施工事業者が受領委任払取扱事業者としての登録を受けているか確認してください。

なお、取扱事業者一覧は一関地区広域行政組合ホームページに掲載し、随時更新しています。

住宅改修支給申請書（償還払い用）記載例

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

フリガナ 被保険者氏名	カイゴ タロウ	保険者番号	0 3 2 0 2 4
	介護 太郎	被保険者番号	0 0 0 1 2 3 4 5 6 7
		個人番号	0 0 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
生年月日	明・大・昭 ○○年○○月○○日	性別	男 ・ 女
住所	〒021-8501 一関市竹山町〇—〇 電話番号 0191 (××) 〇〇〇〇		
住宅の所有者	介護 清	本人との関係	(長男)
改修の内容・ 個所及び規模	・手すりの取付け (トイレ、浴室、玄関、廊下) ・便器の取換え(和式から様式へ) ・段差解消(寝室、トイレ)	業者名	株式会社あんしん建設
		着工(予定)日	平成○○年○○月○○日
		完成(予定)日	平成○○年○○月○○日
改修(予定)費用	〇〇〇, 〇〇〇 円		
<p>一関地区広域行政組合管理者 殿</p> <p>見積書に記載されている改修総額を記載します。</p> <p>上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。</p> <p>平成○○年○○月○○日</p> <p>支給申請年月日を記載します。</p> <p>住所 一関市竹山町〇—〇</p> <p>申請者 氏名 介護 太郎</p> <p>電話番号 0191 (××) 〇〇〇〇</p>			

居宅介護（介護予防）住宅改修費を下記の口座に振り込んでください。

口座振込 依頼欄	あんしん	銀行 金庫 農協	一関	本店 支店 支所	種目	口座番号								
	金融機関コード			店舗コード		1 普通	1 1 1 1 1 1 1	1	1	1	1	1		
	9	9	9	9	0	0							0	2 当座
	フリガナ 口座名義人			カイゴ タロウ 介護 太郎		3 その他								

備考 この申請書に次の書類を添付してください。

- ① 住宅改修が必要な理由書
- ② 見積書
- ③ 平面図（改修箇所が分かるもの）
- ④ 改修前の状態が確認できる写真
- ⑤ 住宅所有者の承諾書（※住宅所有者が被保険者以外の場合のみ）

住宅改修費の振込先について、記入します。

住宅改修支給申請書（受領委任払い用）記載例

介護保険住宅改修費支給申請書（受領委任払用）

（ 居宅介護 ・ **介護予防** ）

フリガナ	カイゴ タロウ		保険者番号	0 3 2 0 2 4					
被保険者氏名	介護 太郎	被保険者番号	0 0 0 1 2 3 4 5 6 7						
		個人番号	0 0 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9						
		生年月日	明・大・ 昭 ○○年○○月○○日	性別	男 ・ 女				
住所	〒 021 - 8501 一関市竹山町〇—〇		電話番号 0191（××）〇〇〇〇						
住宅の所有者	介護 清		本人との関係（ 長男 ）						
改修の内容・ 箇所及び規模	・手すりの取付け （トイレ、浴室、玄関、廊下） ・便器の取換え（和式から様式へ） ・段差解消（寝室、トイレ）		施工事業者名	株式会社あんしん建設					
			着工（予定）日	平成○○年○○月○○日					
			完成（予定）日	平成○○年○○月○○日					
改修（予定）費用	○○○, ○○○ 円		工事の着工日及び完成日を記載します。 （あくまで申請時点の予定で構いません）						
上記のとおり、関係書類を添えて 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請を行います。 なお、下記の者に上記申請に係る住宅改修費の受領に関する一切の権限を委任します。 一関地区広域行政組合管理者 様 平成 ○○年○○月○○日								見積書に記載されている 改修総額を記載 します。	
支給申請年月日 を記載します。		申請者 （委任者）	住所	一関市竹山町〇—〇		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 介 護 </div>			
		氏名	介護 太郎						
		電話番号	0191（××）〇〇〇〇						
（受任者） 施工事業者	所在地	〒 021 - 8501 一関市大町〇—〇		電話番号 0191（××）〇〇〇〇					
	事業者名称	株式会社 あんしん建設							
	代表者氏名	代表取締役 山田 一郎		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 株式会社 あんしん 建設 </div>					

備考 この申請書に次の書類を添付してください。

- ① 住宅改修が必要な理由書
- ② 見積書
- ③ 平面図（改修箇所が分かるもの）
- ④ 改修前の状態が確認できる写真（写真の内側に日付の入っているもの）
- ⑤ 住宅所有者の承諾書（※住宅所有者が被保険者以外の場合のみ）

施工事業者（受任者）の押印
を忘れずにしてください

2 住宅改修が必要な理由書

【 8～9ページ を参照 】

(1) 基本情報

- ① **利用者** … 被保険者番号、年齢、生年月日、性別、氏名、要介護認定、住所は作成日における内容を記載します。
- ② **作成者** … 現地確認日、作成日、事業所、氏名、連絡先を記載します。理由書の作成者が介護支援専門員でない場合は資格も記入します。
 - ※ 理由書の「作成者」は、次のいずれかに該当する有資格者です。
 - ・介護支援専門員または地域包括支援センターの介護予防ケアプラン作成担当者
 - ・福祉住環境コーディネーター2級以上
 - ・理学療法士及び作業療法士

(2) 総合的状況

- ① **利用者の身体状況** … 現在の身体状況を記載します。立ち上がりやバランスの保持、移動といった生活動作に関する身体状況を記載します。屋内及び屋外での移動方法（自立歩行・つたい歩き・介助歩行・歩行器利用等）を記載します。
- ② **介護状況** … 家族状況、主な介護者を含む介護状況（介護保険サービスを利用している場合はその状況も）を記入します。
- ③ **住宅改修により、利用者は日常生活をどう変えたいか** … 利用者・家族は日常生活（介護状況・日常生活動作・社会参加等）をどう変えたいか（特に何を希望しているか）。また、その効果を記載します。
- ④ **福祉用具の現状の利用状況と改修後の想定** … 「改修前」には現在の利用状況、「改修後」には住宅改修後で想定される福祉用具の利用状況をチェックします。介護保険給付外の用具、自費で購入した用具についても「その他」欄に名称を記入しチェックします。

(3) 改修項目

- ① **改善をしようとしている生活動作** … 現状の改善を必要とする動作についてチェックします。今回改修の対象でない項目についてはチェックの必要はありません。「その他の活動」欄には記載の項目以外の活動の生活動作を記載します。
- ② **①の具体的な困難な状況** … 生活動作で困っていること、問題点について、その状況や介護の現状がどのように困難なのか、具体的に記載します。
- ③ **改修項目・期待効果、改修のコメント** … 上記①②を記入し、現状の問題点をふまえた上で、改修の目的の項目をチェックします。困難事項を改善するために、どのような改修を行うのか、その方針を具体的に記載します。
- ④ **改修項目（改修箇所）** … 決定された改修内容の項目をチェックし、記載します。
改修箇所は、場所だけではなく、取り付け箇所、本数等まで記載します。「その他」の欄には、必要に応じて付帯工事を記載します。
例：手すりの取り付け（トイレ 壁面 L字型手すり 1本）
段差解消（寝室の床を2cm下げる）

※ 理由書の作成において、住宅改修の件がケアプランに明確に記載されている場合に限り、記載内容が重複する部分について、ケアプランの写しをもって省略することができます。

住宅改修が必要な理由書

記載例

(P1)

<基本情報>

利用者	被保険者番号	1234567	年齢	○×歳	生年月日	明治 大正 昭和	○年○月○日	性別	■男 □女	作成者	現地確認日	平成○年△月×日	作成日	平成○年△月×日
	被保険者氏名	介護 太郎	要介護認定 (該当に○)	要支援	要介護	経過的・1・②・3・4・5					所属事業所	**介護支援事業所		
	住所	一関市竹山町○-○							氏名		○橋 □子		資格(……)	
										連絡先	電話0191(○×)○○××			

(作成者が介護支援専門員でないとき)

保険者	確認日	平成 年 月 日	評価欄
	氏名		

<総合的状況>

利用者の身体状況	平成○○年○月に自宅の内廊下で転倒し、左大腿骨頸部を骨折した。入院し、人口骨頭置換術後、○月○日に退院。 室内はゆっくりではあるが、杖を使用して歩行可能だが、見守りが必要である。 屋外は車いすを使用する。	福祉用具の利用状況と 住宅改修後の想定		
介護状況	妻と長男家族4人との6人暮らし。 夜間の排泄にはポータブルトイレを、入浴時には、浴槽台とシャワーチェアをそれぞれ使用している。	改修前	改修後	
改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか	自宅のトイレで排泄したい。 外出に関しては、妻や長男家族の援助を受けることとするが、今後は通所リハビリテーションやデイサービスを利用していきたい。 住宅改修の実施によって、排泄の自立を第一目標とする。さらに外出時の負担軽減を図り、外出機会の増加を検討していくことを介護者は希望している。			
		●車いす	■	■
		●特殊寝台	□	□
		●床ずれ防止用具	□	□
		●体位変換器	□	□
		●手すり	□	□
		●スロープ	□	□
		●歩行器	□	□
		●歩行補助つえ	■	■
		●認知症老人徘徊感知機器	□	□
		●移動用リフト	□	□
		●腰掛便座	■	■
		●特殊尿器	□	□
		●入浴補助用具	■	■
		●簡易浴槽	□	□
		●その他		
		・ _____	□	□

住宅改修が必要な理由書

記載例

(P2)

<P1の「総合的状況」と踏まえて、①改善しようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。>

活動	①改善しようとしている生活動作	② ①の具体的な困難な状況(…なので…で困っている)を記入してください	③改修目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針(…することで…が改善できる)を記入してください	④ 改修項目(改修箇所)	
排泄	<input type="checkbox"/> トイレまでの移動 <input type="checkbox"/> トイレ出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input checked="" type="checkbox"/> 便器からの立ち座り(移乗を含む) <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 排泄時の姿勢保持 <input type="checkbox"/> 後始末 <input type="checkbox"/> その他()	寝室からトイレへの移動は伝い歩きでなんとか可能。右膝に痛みが生ずることあり。寝室及びトイレ敷居と廊下に2センチの段差があり、段差の昇降が不安定である。便座からの立ち座り及び衣服の着脱はつかまるところがないため困難。特に立ち上がり動作に苦慮している。	<input checked="" type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input checked="" type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input checked="" type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	寝室の床をかき下げ及びトイレ敷居を撤去し、段差を解消することで、安全に歩行できるようになる。 廊下に手すりを設置することで安全な歩行ができるようになる。 トイレ内に便器への立ち座り及び衣服の着脱を容易し、安全を確保するために手すりを設置する。	<input checked="" type="checkbox"/> 手すりの取り付け (廊下の移動経路 横1本) (トイレ 壁面 L字型1本) (玄関上がり框 縦1本) (浴室 壁面 横1本) () <input checked="" type="checkbox"/> 段差の解消 (寝室 2cm下げる) (トイレの敷居を撤去する) () <input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え () ()
入浴	<input type="checkbox"/> 浴室までの移動 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 浴室出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 浴室内での移動(立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 洗い場での姿勢保持 (洗体・洗髪を含む) <input checked="" type="checkbox"/> 浴槽の出入(立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 浴槽内での姿勢保持 <input type="checkbox"/> その他()	下肢に痛みが生ずるうえ、筋力低下によるふらつきがある。浴槽の出入りの際、つかまる所が無いので、本人及び介護者は不安あり。	<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input checked="" type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input checked="" type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	浴槽の側に横手すりを設置することにより、手すりにつかまりながら、安定した浴槽の出入りが可能となる。	<input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え () ()
外出	<input type="checkbox"/> 出入口までの屋内移動 <input checked="" type="checkbox"/> 上がりかまちの昇降 <input type="checkbox"/> 車いす等、装具の着脱 <input type="checkbox"/> 履物の着脱 <input checked="" type="checkbox"/> 出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 出入口から敷地外までの屋外移動 <input type="checkbox"/> その他()	上がりかまちに35cmの段差があり、介助がないと昇降できないので困っている。	<input checked="" type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input checked="" type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input checked="" type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	上がりかまちに縦手すり設置により、上がりかまちの昇降を一人で行えるようにする。	<input checked="" type="checkbox"/> 便器の取替え (和式から洋式に取り替え) () <input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 () ()
その他の活動			<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (トイレの引戸調整、レールの取替え) () ()	

3 見積書（または完成工事内訳書）

【 11 ページ を参照 】

- (1) 見積書・工事内訳書の宛名は被保険者本人で作成します。
- (2) 事前申請時は施工予定の工事について適正に費用を算出します。
- (3) 提出する見積書・工事内訳書は、住宅改修費の支給対象とならない工事等の費用を含んだものでも差し支えありませんが、介護保険住宅改修の「対象となる工事」と「対象とならない工事」との区分がわかるように記載します。

●例えば・・・

段差解消のために浴室をユニットバスに変えた場合、床の部分は対象になりますが、壁・天井部分は対象外となります。この場合、ユニットバスのセット価格のみの見積では対象となる金額を算出することができません。

1つの工事の中に「対象工事」と「対象外工事」が混合する場合は、部材の詳細について明記し、それぞれ按分して見積額を計上するようお願いいたします。

※工事内容が保険給付の対象であるかどうか不明な場合には、改修内容を検討する際にケアマネジャー等へ確認願います。

- (4) 部屋毎・部位別に改修工事名称、内容（製造業者・品番・規格・形状等）、数量・単位・単価を記載し、直接工事費を算出します。
- (5) 対象となる改修工事に係る材料費のうち、機器類（建具・便器・ユニットバス等）については、定価の表示があるカタログ類等の写しの当該品の箇所にマーキングしたものを添付します。
- (6) 上記の既製品類の単価は定価ではなく、実際の取引価格により算出します。
- (7) 材料費・施工費（工賃等）・諸経費に分けて算出します。
材工一式による算出については、釘や接着剤等の区分が困難な場合に限りです。
※諸経費には、現場管理費用や設計費等が含まれます。
申請に必要な書類作成費（平面図や写真代等）や申請代行手数料等の費用は支給の対象となりません。
- (8) 平面図に記載している改修箇所がわかるように表示します。
- (9) 被保険者本人、その家族等が自ら住宅改修を行う場合は、材料費のみの内訳を記載します。

記載例

見積書(または完成工事内訳書)

※注意…数量、単位の標記があるものについては、単価及び金額の欄にそれぞれ金額を記載してください。

部屋名	部分	名称	内容 (製造業者・品番・規格・形状等)	数量	単位	単価	金額	対象部分		住宅 改修 の種類	備考	
								数量	金額			
玄関	上がり框	手すり(縦付)	A社タモ集成材、丸棒φ35×600mm	2	本	△△△	〇〇〇	2	本	〇〇〇	(1)	手すり①
		手すり金具	エンドブラケット	2	個	△△△	〇〇〇	2	個	〇〇〇	(1)	
		手すり下地補強材	フラットベニス900L	1	本	△△△	〇〇〇	1	本	〇〇〇	(1)	
		〃	エンドベニス(2個入)	1	セット	△△△	〇〇〇	1	セット	〇〇〇	(1)	
	〃	手すり 取付工賃		1	箇所	△△△	〇〇〇	1	箇所	〇〇〇	(1)	
浴室	内部横	手すり(横付)	B社、鋼管・樹脂製丸棒φ34×500mm	1	本	△△△	〇〇〇	1	本	〇〇〇	(1)	手すり②
		手すり金具	耐水エンドブラケット	2	個	△△△	〇〇〇	2	個	〇〇〇	(1)	
	〃	手すり 取付工賃		1	箇所	△△△	〇〇〇	1	箇所	〇〇〇	(1)	
廊下	内部壁	手すり(横付)	A社タモ集成材、丸棒φ35×600mm	1	本	△△△	〇〇〇	1	本	〇〇〇	(1)	手すり③
		手すり金具	エンドブラケット	2	個	△△△	〇〇〇	2	個	〇〇〇	(1)	
トイレ	内部壁	手すり(L型)	A社タモ集成材、丸棒φ35×600mm×600mm	1	本	△△△	〇〇〇	1	本	〇〇〇	(1)	手すり④
		手すり金具	エンドブラケット	2	個	△△△	〇〇〇	2	個	〇〇〇	(1)	
		洋式便器	M社、品番、型番(暖房便座付)	1	据	△△△△	△△△△	1	据	△△△△	(5)	
		洋式便器の取付工賃		1	式	△△△	〇〇〇	1	式	〇〇〇	(5)	
		紙巻器	M社、品番、型番	1	セット	△△△	〇〇〇					
床		既存敷居撤去	敷居の撤去に係る工賃	1	式		〇〇〇	1	式	〇〇〇	(2)	段差解消②
		バリアフリーレール	E社 品番、型番 1800mm×60mm	1	本	△△△	〇〇〇	1	本	〇〇〇	(2)	
	片引戸	戸車	バリアフリーレール専用	2	個	△△	〇〇〇	2	個	〇〇〇	(6)	
	〃	取付工賃	戸車 取り付け工賃	1	式	△△	〇〇〇	1	式	〇〇〇	(6)	
寝室	〃	床板下地材合板	厚さ18mm×1820mm×910mm	6	枚	△△△	〇〇〇〇	6	枚	〇〇〇〇	(2)	段差解消①、6畳
	〃	クッションフロアシート	厚さ12mm (B社 品番 型番 滑止め加工)	9.94	m2	△△△	〇〇〇〇	9.94	m2	〇〇〇〇	(2)	
	〃	雑材、消耗品	釘、金物、接着剤等	1	式		〇〇〇〇	1	式	〇〇〇〇	(2)	
		施工費	寝室床分	9.94	m2	△△△	〇〇〇〇	9.94	m2	〇〇〇〇	(2)	
		小 計				〇〇〇〇〇			〇〇〇〇〇			
		諸経費		〇	%		〇〇〇〇	〇	%	〇〇〇〇		
		消費税		〇	%		〇〇〇	〇	%	〇〇〇		
		計					〇〇〇〇〇			〇〇〇〇〇		

4 平面図

【 13～14 ページ を参照 】

(1) 改修箇所と内容が記載された図面を添付します。

- ① 手すりの取付け … L型手すり、I型手すり(縦付・横付)の区別がわかるように表示します。
- ② 段差の解消 … 改修前の図面(現況図)には、どの部分に何ミリの段差があるのか記入し、改修後の図面では、それをどのような方法で解消したか(例:「敷居の撤去」「スロープの設置」「床のかさ上げ」など)、段差の寸法はどのくらいなのか(±0mmなど)を表示します。
- ③ 床材の変更 … 材質等を表示します。(例 コンクリート・タイル・CFシートなど)
- ④ 扉の取替え … 種類を表示します。(例 開き戸・片引き戸・三枚引き戸・折り戸など)
- ⑤ 便器の取替え… 種類を表示します。(例 和式便器・洋式便器・小便器・汽車式便器など)

(2) 部屋名などの標記は、「住宅改修が必要な理由書」、「見積書」、「住宅改修箇所の写真」など各書類において統一したものを使用します。

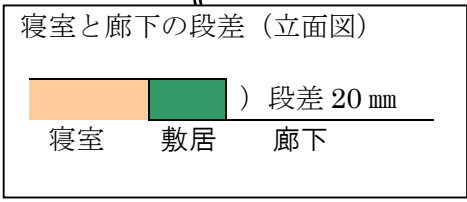
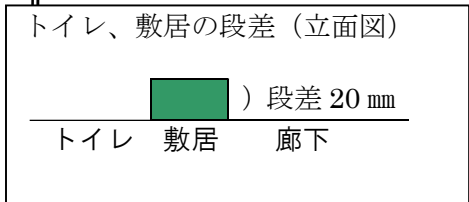
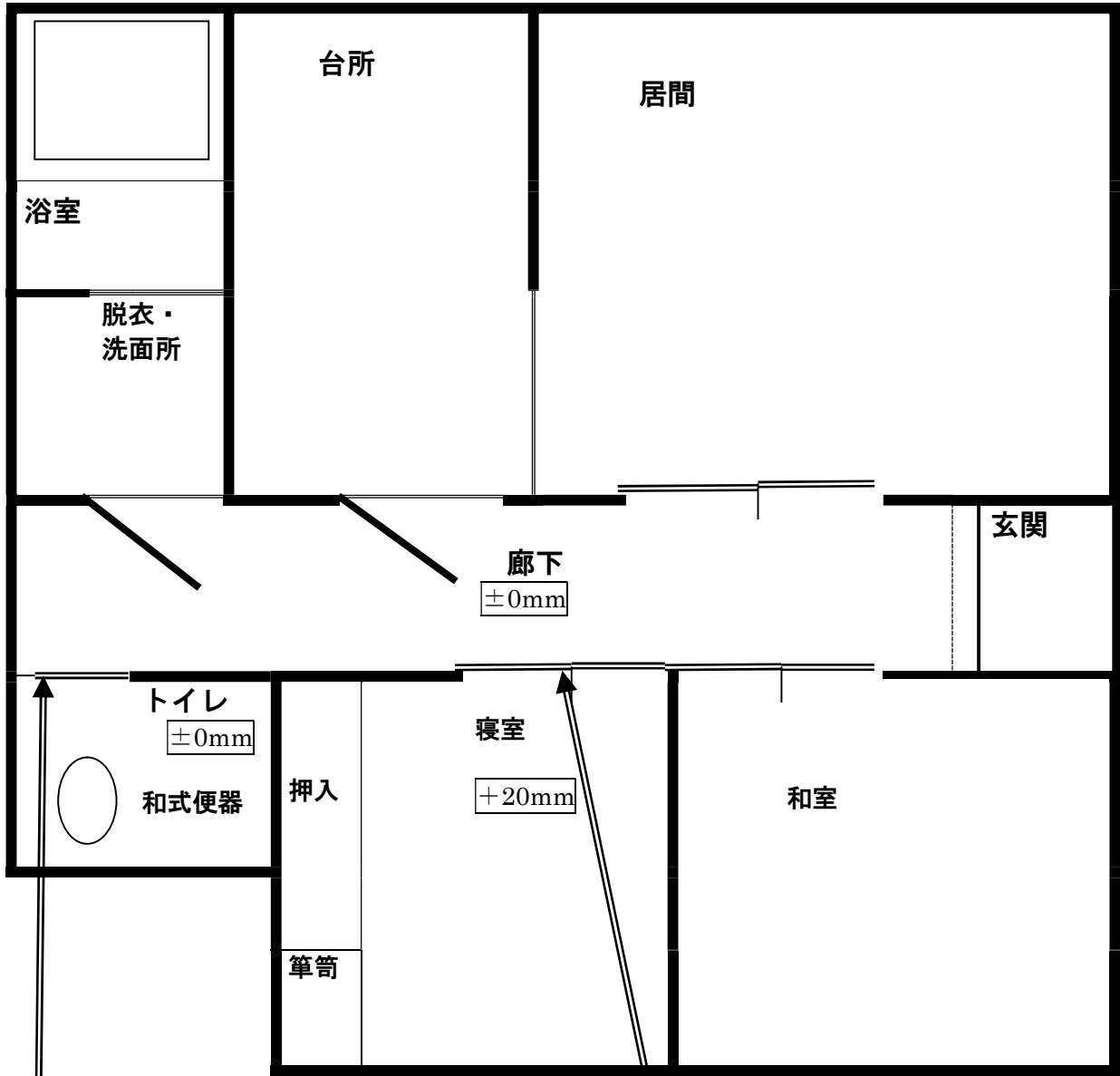
(3) 改修箇所については、「見積書」、「住宅改修箇所の写真」など、添付書類との関連がわかるようにします。

(4) 対象となる費用を単価・数量で算出されている場合は、その数量を確認できる平面図や立面図を作成します。

- ① 床の改修の場合…縮尺が記載されている平面図に工事床面を図示します。
- ② コンクリートスロープの場合…縮尺が記載されている平面図に工事床面を図示し、立面図には高さの寸法などを表示します。
- ③ 段差解消の場合…工事箇所の内側において斜線を引くか、色を塗るなど、図示します。

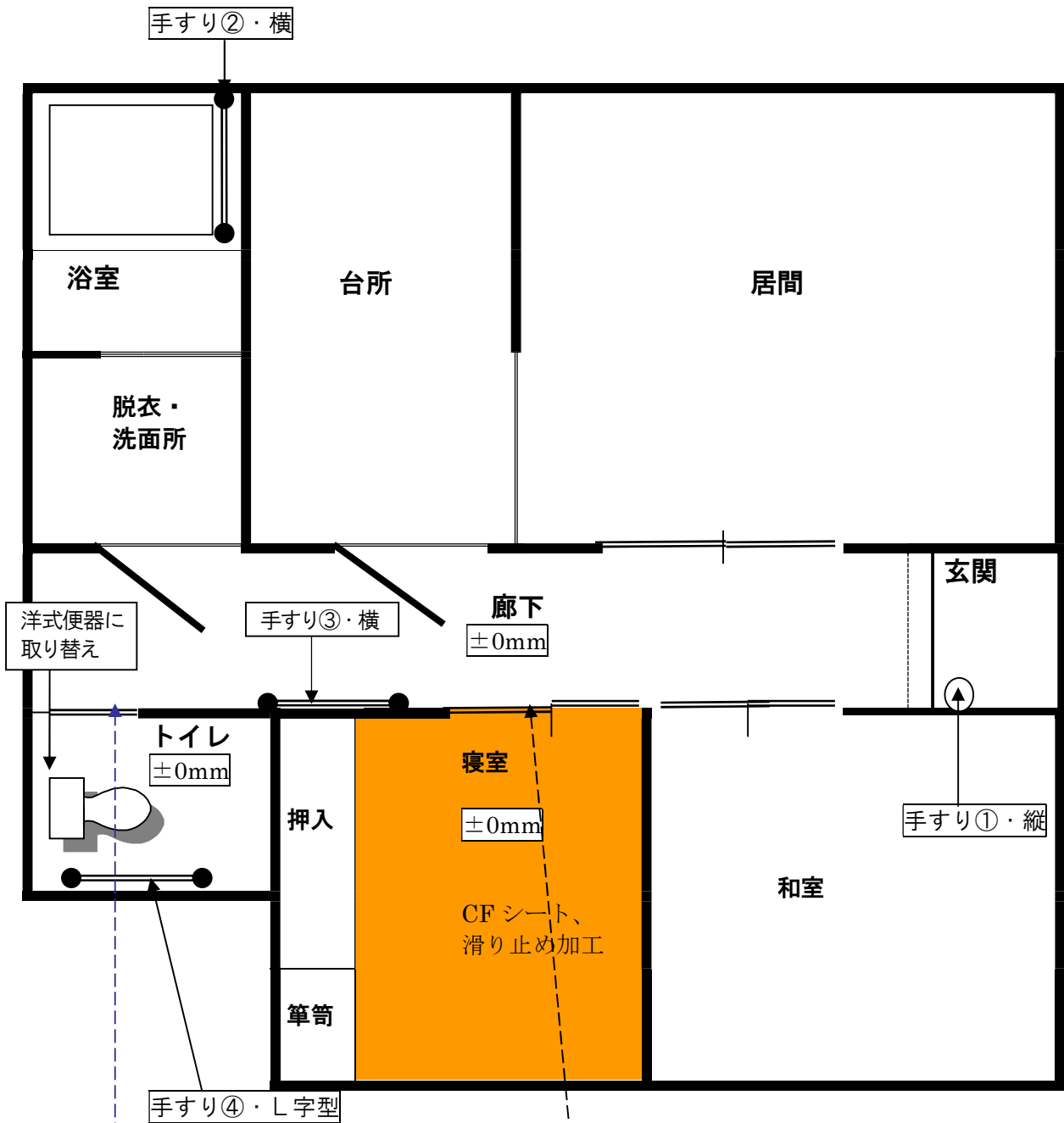
作成事例

平面図(改修前)



作成事例

平面図(改修後)



段差解消②

トイレ敷居の段差 (立面図)

トイレル 敷居 廊下) 段差 20 mm

トイレの敷居を撤去する。
レール、戸車交換、引戸の加工

段差解消①

寝室と廊下の段差 (立面図)

寝室 敷居 廊下) 段差 20 mm

敷居を撤去し、寝室と廊下の床を平らにする。

※レール、戸車交換、引戸の加工

5 住宅改修箇所の写真

【 16 ページ を参照 】

住宅改修工事箇所の改修前・改修後の写真撮影について

- (1) 撮影した日が確認できるようにしてください
カメラのデイ機能を使うか、ホワイトボードなどに日付を書いて写し込む方法で、必ず写真内で撮影日を確認できるようにしてください。
- (2) 改修の場所が確認できるようにしてください
どこの箇所を、どのような工事をする予定（工事をした）かを写真で確認しますので、場所が特定できる写真を用意してください。
固定物が写っていると場所の特定がしやすくなります。
- (3) 住宅改修する場所は、改修の前後とも同じアングルで撮影します。
- (4) それぞれの改修工事に関して以下の点をふまえて撮影してください
 - ① 手すりの取り付け
事前、事後ともに、取り付け箇所全体が写るようにしてください。長い手すりですら1枚では入りきらない場合、複数枚になってもかまいません。また、壁内部を補強する場合など、事後の写真だけでは確認できないときには工事中の写真もつけてください。
 - ② 段差の解消
どこにある段差か、どれだけの段差か、この2点が確認できるようにしてください。
凸部が確認できる写真を、床面が低い方向から撮影し、段差がわかるようにメジャーなどを当ててもらおうと確認しやすいです。
また、踏台設置などは、固定していることがわかる写真もつけてください。
 - ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
変更範囲がわかるような写真（四角い部屋なら四隅が写ったものなど）を用意してください。
荷物などがある場合は、工事直前に片付けた状態で写真を撮ってもらうようお願いすることもありますので、その際は必ず工事をする前に写真を撮影することを忘れないようにしてください。
 - ④ 引き戸等への扉の取替え
扉全体を写してください。若干扉を開いた状態にすると、引き戸か開き戸か、どちら方向に扉が開くのかを確認しやすくなります。
 - ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
事前では和式便器が写っているものが必要になります。据置式の便器をかぶせて使用している場合は、それを外した状態で写してください。
 - ⑥ その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
見積りなどと照らし合わせながら、それぞれの場合について必要な写真を用意してください。

作成事例

住宅改修工事写真（改修前・改修後）

<p>(玄関)</p> <p>手すり設置</p> <ul style="list-style-type: none">・手すり①	<p>写 真</p> <p>2017/4/30</p>
<p>(廊 下)</p> <p>手すり設置</p> <ul style="list-style-type: none">・手すり②	<p>写 真</p> <p>2017/4/30</p>
<p>改 修 箇 所 (トイレ)</p> <p>手すり設置</p> <ul style="list-style-type: none">・手すり③・段差解消・敷居撤去	<p>写 真</p> <p>2017/4/30</p>

注意

- ・ 部屋名を記載する際は、平面図、内訳書類等と標記を同じにしてください。
- ・ 改修種類及び改修箇所を記入します。

6 承諾書

住宅改修を実施する被保険者と当該住宅の所有者が異なる場合は、住宅所有者の承諾が必要です。
承諾書は任意様式です。

作成事例

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住宅改修の承諾書

(住宅所有者)

住所 一関市竹山町〇-〇

氏名 介護 清



私は、下記住所の住宅に 介護 太郎 が、
別紙「介護保険住宅改修費支給申請書」の住宅改修を行う事について承諾いたします。

記

住所 一関市竹山町〇-〇

住宅改修の完了報告について

◎ 住宅改修工事の完了後に必要な書類とともに提出します。

1 介護保険住宅改修完了報告書

【 19 ページ を参照 】

- (1) 被保険者氏名 … 被保険者の氏名を記載します。
- (2) 事前承認番号 … 事前承認通知に記載されている通知の通番を記載します。
例) 介護 0000000001 号
- (3) 保険者番号 …… 介護保険被保険者証の保険者番号を記載します。住所地によって異なります。
【一関市：032094】 【平泉町：034025】
- (4) 被保険者番号 … 介護保険被保険者証の被保険者番号を記載します。
- (5) 生年月日 …… 被保険者の生年月日を記載します。
- (6) 性別 …… 被保険者の性別を囲みます。
- (7) 住所 …… 被保険者の住所及び電話番号を記載します。
- (8) 着工年月日 …… 実際に対象工事を着工した日を記載します。
- (9) 完成年月日 …… 実際に対象工事が完了した日を記載します。
- (10) 施工事業者名 …… 対象工事の施行を担当した事業者名を記載します。
- (11) 支払の種類 …… 住宅改修費の支給方法を記載します。
- (12) 改修費用額 …… 改修費の総額と同じ額を記載します。

※ 被保険者が改修完了後に死亡した場合、相続人が申請者となります。その際、住宅改修の受領に関して相続人全員の同意を得ていることが記載されている書類が必要となります。(任意様式 22 ページ参照)

介護保険住宅改修完了報告書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

一関地区広域行政組合管理者 殿

住宅改修が完了したので、関係書類を添えて報告します。

事前承認通知の右上に記載されている通番を記載します。

フリガナ	カイゴ タロウ	事前承認番号	介護 000000001 号							
被保険者氏名	介護 太郎 ①	保険者番号		0	3	2	0	9	4	
		被保険者番号		1	2	3	4	5	6	7
		生年月日	明・大・昭〇〇年〇〇月〇〇日			性別	男 ・ 女			
住所	〒021-8501 一関市竹山町〇-〇 電話番号 0191 (××) 〇〇〇〇									
着工年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日			完成年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日					
施工事業者名	株式会社 あんしん建設			実際に工事を着工した日、完成した日を記載します。						
支払の種類	償還払い ・ 受領委任払い									
改修費用額	〇〇〇, 〇〇〇 円									

※1 「事前承認番号」は事前承認通知の右上に記載の通り改修費の総額を記載のこと。
 ※2 この報告書に次の書類を添付してください。(事前申請時の見積額と異なる場合は事前に介護保険課へ連絡すること)

- ① 領収書
- ② 介護保険住宅改修工事内訳書
- ③ 撮影日が記載された改修後の状態が確認できる写真

2 領収書

宛名は**被保険者氏名**を記載します。(姓のみ、「上様」等は不可)

領収書には、以下の事項を記載してください。

- ・利用者（被保険者本人）名
- ・領収日
- ・領収額
- ・施工事業者名
- ・改修総額
- ・「介護保険住宅改修」に係る改修工事であることの記載

※ 受領委任払時の領収書作成上の注意点

受領委任払い時は、但し書きに「介護保険住宅改修」に係る改修工事であることの記載に加え、利用者負担額の受領であること、また改修総額を記載してください。

(例)

領 収 書	
平成 29 年 4 月 30 日	
介 護 太 郎 様	
金額	¥19,204-
但し 介護保険住宅改修に係る利用者負担額（総額 192,034 円）として	
上記正に領収いたしました。	
(住宅改修施工事業者名)	
印	

なお、利用者から受領する利用者負担額については、改修総額から受領委任払いによる住宅改修費として支給される額（支給対象予定額）を差し引いた額となります。

支給対象予定額は、事前申請後に利用者へ送付する「住宅改修事前申請承認通知」に記載されています。(次ページ参照)

事前申請時の介護保険課による審査の結果、支給対象予定額がケアマネジャーや施工事業者の想定金額より下回るケースも多くありますので、利用者から利用者負担額を受領する前に、支給対象予定額を「住宅改修事前申請承認通知」により確認するようお願いいたします。

なお、途中で工事内容や見積金額が変更になった場合は、支給対象予定額が変更になりますので必ず介護保険課までご連絡ください。

3 完成工事内訳書 【 11ページを参照 】

- ・ 上記「2 領収書」の住宅改修に要した費用の内訳について、介護保険制度の支給対象となる内容がわかるように、工事を行った箇所、内容、規模等を明記し、適切に材料費、施工費、諸経費等を区分したものとします。

4 住宅改修箇所の写真（住宅改修後）【 16ページを参照 】

- ・ 便所、浴室、廊下等のそれぞれの箇所ごとに、住宅改修前の写真との整合性を図るように住宅改修終了後の状況及び撮影日がわかる写真を添付してください。
- ・ スロープや式台等の介護保険制度の福祉用具を釘やビスなどで固定する工事については、固定してある箇所を写真で示し、写真の傍に説明文を付記するなどして、固定してあることが分かるようにしてください。

事前承認通知書（例）

介護0000000001号

平成29年 4月 1日

021-8501
一関市竹山町7番2号

介護 太郎 様



一関地区広域行政組合
管理者一関市長 勝部 修



住宅改修事前申請承認通知 (受領委任払)

先に申請のありました介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給について、申請どおりの施工内容について承認しましたので通知します。

被保険者氏名	介護 太郎	被保険者番号	0009999999
決定年月日	平成29年4月1日		
住宅の所有者氏名		住宅の所有者	本人所有
工事の内容・ 箇所及び規模	<input checked="" type="checkbox"/> (1) 手すりの取付け <input type="checkbox"/> (2) 段差の解消 <input type="checkbox"/> (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 <input type="checkbox"/> (4) 引き戸等への扉の取替え <input checked="" type="checkbox"/> (5) 洋式便器等への便器の取替え <input type="checkbox"/> (6) その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修		
施行事業者	〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号 株式会社 介護建設		TEL 0191-31-3223
支給対象予定額	154,800 円		

承認後の手続について

1 介護保険住宅改修費の支給の決定は、介護保険住宅改修完了報告書の提出に基づき行いますので、住宅改修完了後、次の書類を添えて介護保険住宅改修報告書を下記の問い合わせ先に提出してください。

- (1) 領収書
- (2) 介護保険住宅改修工事内訳書
- (3) 撮影日が記載された改修後の状態が確認できる写真

2 この通知を受け取ってから申請内容に変更が生じた場合は、工事の変更に係る手続が必要となりますので、必ず下記に問い合わせてください。

問い合わせ先


この通知について不明な点がある場合は、この通知を発送した一関地区広域行政組合にお問い合わせ下さい。

所在地 〒021-8501
岩手県一関市竹山町7番2号

電話番号 0191-31-3223


※① 被保険者以外の方が申請し、支給費を受け取る場合

- 被保険者が支給申請者となるため、「介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書」において、申請者及び口座振込依頼欄が被保険者氏名以外の記載の場合は、委任状(任意様式です)が必要となります。

作成事例	委 任 状
受 任 者	
住 所	一関市竹山町〇-〇
氏 名	介 護 清
私は、上記の者を代理人と定め、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費の受領に関する権限を委任します。	
平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
委 任 者	
住 所	一関市竹山町〇-〇
氏 名	介 護 太 郎 

※② 被保険者の死亡により相続人が申請し、支給費を受け取る場合

- 被保険者が改修完了後に死亡した場合、相続人が申請者となります。その際、住宅改修の受領に関して相続人全員の同意を得ていることが記載されている書類が必要となります。

作成事例	誓 約 書
平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
一関地区広域行政組合 管理者 様	
平成 〇〇 年〇×月××日に(甲)が死亡したため、相続人である私(乙)の責任において、甲に代わり 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費 の支給を申請・請求いたします。	
なお、その受領については、相続人全員の同意を得ており、相続人の間で異議が生じても、乙の責任において処理いたします。	
甲	
氏 名	介 護 太 郎 _____
乙	
住 所	一関市竹山町〇-〇 _____
氏 名	介 護 清 _____ 
(甲との続柄： 長男)	

